# 生活環境

内線122・123



# 野犬掃とうを実施します

羽幌町では「羽幌町畜犬取締及び野犬掃とう 条例」に基づき、羽幌町全域(離島地区は除く)で 野犬掃とうを実施します。

野犬と間違えられないよう必ず首輪を付け、 ロープや鎖などでつないでください。

■野犬掃とう実施期間/3月1日~3月31日

飼い犬がいなくなった時は まず役場生活環境課までご連絡をください 役場で犬を保護していることがあります

# 犬のフン害について

多くの飼主の方が、散歩をするときに袋を持参し、「フン」の処理をしていますが、いまだに一部の飼主の方が放置した犬の「フン」が目につきます。

雪解けになるとさらに目立ち、放置された「フン」は、周辺の住民や土地の持ち主に迷惑をかけるだけでなく、マナーを守っている飼主に対しても迷惑をかけます。

飼主の義務として、必ず持ち帰って処理をしてください。

#### 犬の放し飼いについて

犬の放し飼いはマナー違反です。人に対して 危害を加える危険もありますし、事故に遭った り、病原菌 (エキノコックス症等)を持ち帰る 危険もあります。

犬を飼うときは、ロープ・鎖などでつなぐか 檻や囲いの中に収容してください。また散歩を するときもロープ、鎖などにつないでください。

# ごみ分別の訪問指導をします

- ●ごみの分別方法がわからなくて、出せないごみがある。
- ●「分別がされていない」ということで収集されないことがある。
- ●近くに「ごみの分別」について相談できる人がいない。

などで、ごみの分別がわからないときは、生活環境課までご連絡をください。 担当者が訪問し、ごみの分別方法について指導します。



# PRTR法に基づく化学物質排出量の届出対象事業者が拡大されます

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

4月1日から、PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づく新たな届出が始まります。PRTR制度は、事業者の適切な化学物質の管理を促し、環境汚染を未然に防ぐため、事業所から環境に排出される有害な化学物質の排出量を事業者自らが把握して、国に届け出る制度です。下記の要件に該当する事業者の方は、平成15年度の排出量を6月30日までに、事業所が所在する支庁に届出てください。なお、4月から、届出対象事業者が拡大されますので、ご注意ください。

- ■対象物質:トルエン、ベンゼン、ダイオキシン類など354種類の化学物質
- ■対象事業者: 燃料小売業、製造業、廃棄物処分業など23業種を営む事業者

常用雇用者数が21人以上の事業者

年間に1トン(発ガン物質は0.5トン)以上の対象化学物質を取扱う事業者など

▶詳しくは、下記までお問合せください

留萌支庁地域政策部環境生活課環境保全係(☎0164-42-1511)

ホームページ http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kkhzn/prtr/index.htm